

## 国家戦略特区 追加の規制改革事項などについて

平成28年11月9日

秋 池 玲 子  
坂 根 正 弘  
坂 村 健  
竹 中 平 蔵  
八 田 達 夫

### 1、養父市の「企業による農地取得」について

- ・ 岩盤規制改革の象徴でもあった「企業の農地取得解禁」については、本年2月の特区諮問会議で広瀬養父市長が発表されてから僅か8か月余りで、この度、大手文具メーカーなどの3社が、養父市で具体的事業を開始することになった。
- ・ 本件に係る政府のスピード感を評価するとともに、養父市における、この「歴史的改革」が、農地再生・6次産業化の面で成功を納め、全国の中山間地農業の範となることを期待したい。
- ・ また、養父市における規制改革と、それらを活用した具体的事業を、より総合的・加速的に進めるため、先月の東京都に続き、養父市にも同様の内閣府との「共同事務局」を早急に設置すべきである。

### 2、追加の規制改革事項について

#### ① 「獣医学部の新設」

- － 「創薬プロセス等の先端ライフサイエンス研究」や「家畜・食料等を通じた感染症の水際対策」に係る獣医師系人材の育成は、医療イノベーションや地方創生など、我が国の成長戦略にとっても重要かつ喫緊の課題と考えられる。
- － このため、かねてより準備を進め具体的提案を行ってきた自治体を中心に、具体的プロジェクトとして、実際の獣医学部の立ち上げを急ぐ必要がある、そのための規制改革、すなわち関係告示の改正を、直ちに行うべきである。

## ② 港湾等に関する「コンセッション制度の見直し」

- ― 公共施設等の民間開放を進める「コンセッション制度」については、一部の例外的な施設(注)を除く施設一般に関し、地方自治体から仮に運営権を譲渡されても、運営事業者は、自らの判断で当該施設を第三者に使用させることなどができない(利用に係る処分権は地方自治体から移行しない)。

(注) 「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」に規定された「空港」(別途の特別法が制定済)、「上水道」(当初から水道法上民間参入が可能)、「下水道」(第三者への使用が想定されない)の3施設。

- ― したがって、運営事業者は、別途、自治体から「指定管理者制度」の適用を重ねて受ける必要があるが、他方、指定管理者制度は、港湾等の、いわゆる「公物管理」の対象となる大型インフラ施設を想定していないため、結果として、この「二重適用問題」がコンセッション普及の阻害要因となっていると考えられる。
- ― 本件(コンセッションと指定管理の二重適用問題)については、「日本再興戦略 2016」でも「本年度中を目途に結論を得る」とされているが、福岡市の港湾(クルーズ船向け旅客ターミナル施設)など、インバウンドに関する拠点施設等については、その整備が緊急課題となっていることから、国家戦略特区も活用し、「運営権に施設の使用許可等の処分権も含める」などの特例措置を直ちに講じることを検討すべきである。

## 3、Regulatory Sandbox(規制の砂場、ゼロベース特区)について

- ・ 来年度末までの「集中改革取組期間」内に、残された岩盤規制改革を断行するに当たって、一つ一つの岩盤規制事項を個別に打破する努力に加え、国家戦略特区の仕組みを更に進め、例えば、特にイノベーション(近未来技術実証)や金融等のIT・技術革新の流れの早い分野などで、事前規制を設けない原則自由な事業活動を前提とする「Regulatory Sandbox(規制の砂場、ゼロベース特区)」の仕組みを導入することを、早急に検討すべきである。
- ・ なお、その際、言うまでもなく、情報公開・監視・第三者評価・紛争処理体制などの「事後チェックルール」の徹底した整備が併せて必要である。これらも含め、例えば「自動走行」など、「ゼロベース特区」の対象分野と具体的制度の設計を直ちに開始すべきである。